

御浜町新統合小学校及び統合中学校新築工事基本・実施設計業務委託プロポーザルに対する質問書(2次審査)の回答一覧

2026.1.26

No.	質問分類	質問内容	質問に対する回答
11	基本計画 P3	「基本計画」P3では、校舎について小学校と中学校を別階で計画する旨が記載されていますが、提案によっては小中学生が同一フロアを利用する計画としても差し支えないでしょうか。	「設計に際しての留意事項書」に記載のとおり、原則別階で分けるよう計画してください。
12	基本計画 P14	「基本計画」P14に記載のある、「プールの仕様は(財)日本水泳連盟プール公認規則に定める標準競泳プールに準ずる」との記載について、25m国内基準プールでは「6レーン以上」とされていますが、記載では「4コース程度」とあります。どちらが正でしょうか。ご教示お願いします。	4コース程度としてください。
13	設計に際しての留意事項	1.小中学校のゾーニング形式について 「設計に際しての留意事項書」において、小学校と中学校をフロア(階層)によって区分する旨の記載がありますが、これを「平面的なゾーニング(水平方向の展開)」によって分けを行う計画は許容されますでしょうか。階層による分離だけでなく、明確なエリア分けによる教育環境の独立性確保等を目的として、水平方向に展開する構成も含めて検討したく、確認をお願いいたします。	No.11の回答を参考としてください。
14	基本計画	2.特別支援教室の分離方針について 特別支援教室についても、普通教室と同様に小学校と中学校で明確に配置(階やエリア)を分ける方針でしょうか。	特別支援教室も普通教室同様、小学校、中学校で分けるよう計画してください。

15	基本計画	3.特別支援教室の集約配置について 教職員の連携や継続支援の観点から、小・中の特別支援教室を同一フロアや隣接区画へ集約して配置することは許容されますでしょうか。	No.14の回答を参考としてください。
16	敷地測量図	4.敷地測量図に記載された造成計画(No.9付近)の変更提案について 敷地測量図に造成計画として記載されている、測量点No.9付近を境界(添付図)とする地盤レベル差について質問いたします。本プロポーザルにおいて、この計画ラインおよびレベル設定を設計条件として維持する必要がありますでしょうか。建物配置とグラウンドのつながりを最適化するために、切土・盛土のバランスを考慮した上で、設計者の判断により新たな造成ライン(法面形状)を提案することは可能か、確認させてください。	提案することは可能です。
17	敷地測量図	5.校舎敷地の造成範囲(FH=32.80)について 添付図の赤枠で示した範囲は、校舎敷地の計画地盤高である「FH=32.80」まで造成される範囲(平場)に含まれますでしょうか。もし当該範囲がFH=32.80ではない(法面等になる)場合、校舎レベルの平場として確保される具体的な範囲をご教示いただけますでしょうか。	現時点では平場として造成予定です。
18	基本計画	基本計画について 校舎と体育館、体育館とプールなど、建物の合築を計画しても問題ありませんか。施設管理上、貴町が想定していることがあればご教示ください。	合築については問題ありません。 ただし、災害時の利用について考慮ください。

19	基本計画 P6 敷地測量図	1.建設予定地の範囲、形状について ・建設予定地の範囲、形状が、基本計画P6の赤線で 囲った範囲と敷地測量図の開発区域界の範囲とで若 干異なりますが、開発区域界を敷地境界線と考えてよ ろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 敷地測量図の開発区域を敷地境界線として考えてくだ さい。
20	基本計画 P15	2.太陽光設備について 太陽光設備の設置について(基本計画P15)必要な容 量などの想定はありますでしょうか。	現段階で容量等の想定はありません。
21	基本計画	3.基本計画(4)施設諸室について 「(1)必要諸室」の導入を検討すべき学校諸室の表内 に記載のある諸室の中で「(2)諸室の概要等」の表内 に記載がないものについては任意での計画と考えてよ ろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。